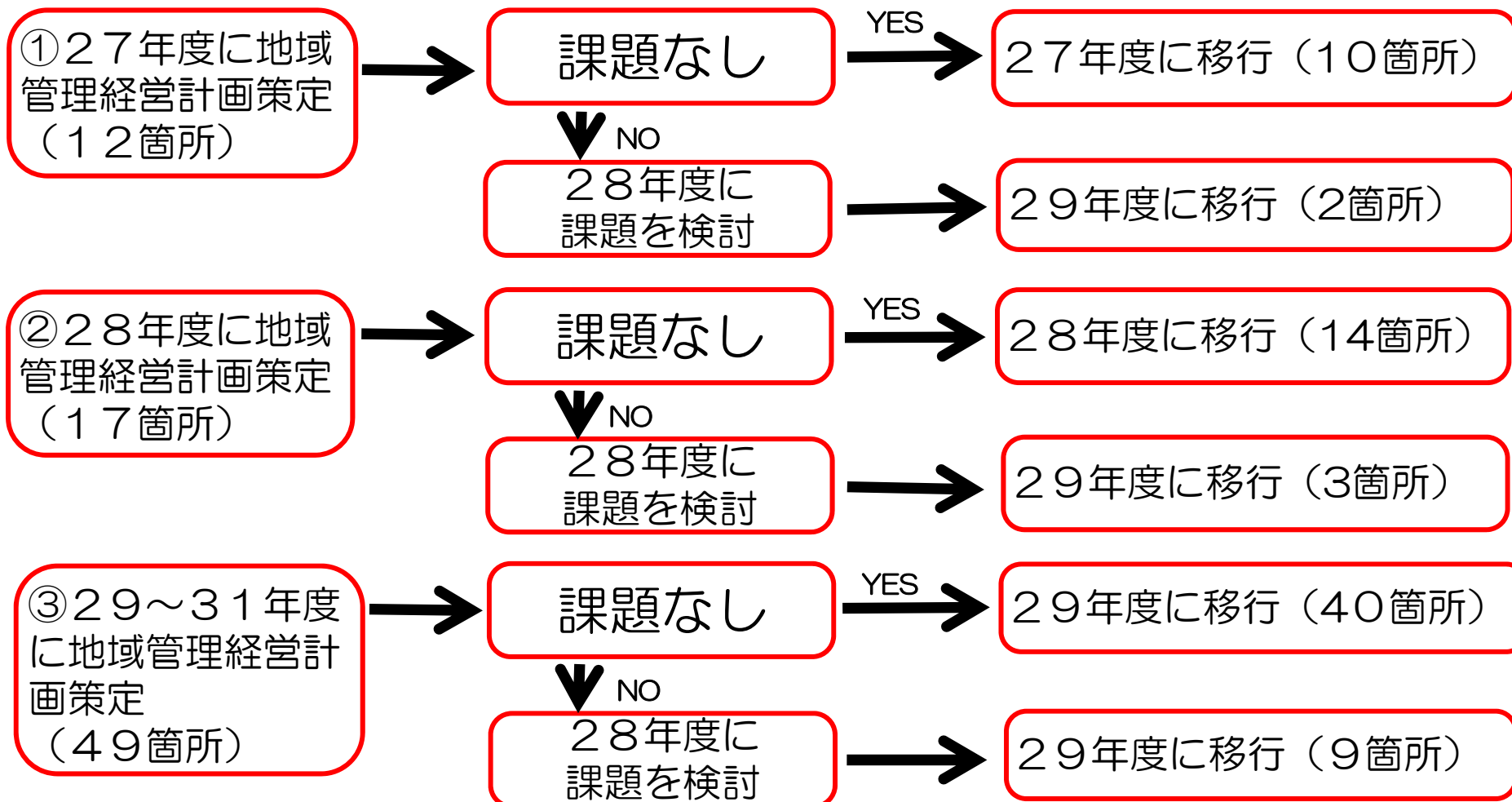


保護林区分の見直しに係る
調査方法の検討について
(案)

1 保護林区分の見直しの考え方

地域管理経営計画の策定に合わせて、3タイプに分け移行する



注：特定地理等保護林は原則廃止の方針が示されており、29年度までに対応を検討（岩見山特定地理等保護林）。

1 保護林区分の見直しの考え方

課題別保護林一覧

課題① 新たな面積要件を満たさない森林生態系保護地域

- ・大杉谷森林生態系保護林

課題② 生物群集保護林の要件を超える面積の植物群落保護林

- ・千丈平ブナ植物群落保護林
- ・上谷山ブナ・ミスナラ植物群落保護林
- ・氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林
- ・鳴川山ウラシロモミ・コメツガ植物群落保護林
- ・宮島特定動物生息地保護林
- ・三国山ブナ植物群落保護林

課題③ 希少個体群保護林の面積要件を満たさない植物群落保護林

- ・野鹿谷シャクナゲ植物群落保護林
- ・大又文政スギ植物群落保護林
- ・四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林
- ・滑山モミ植物群落保護林
- ・恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林
- ・鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林

課題④ 特定地理等保護林

- ・岩見山特定地理等保護林

2(1) 森林生態系保護地域の検討

○設定目的

我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

- ① 我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ha以上の規模を有するもの
- ② 島嶼、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ha以上の規模を有するもの

○取扱い

〔保存地区〕

原則として人為を加えず自然の推移に委ねる。

〔保全利用地区〕

原則として人為を加えず自然の推移に委ねる。(人工林は天然林への移行を図る)

○近中局の方向性

原則として、現行の森林生態系保護地域を移行させる。

〔課題1〕

白山、大杉谷、大山の各森林生態系保護地域3箇所が該当するが、このうち、大杉谷森林生態系保護地域は面積が1,391haで、新たな設定の基本的考え方の①の面積に満たない。

2(1) 森林生態系保護地域の検討

課題1の対応

○課題

大杉谷森林生態系保護地域は新制度の「森林生態系保護地域」の面積要件を満たさない。

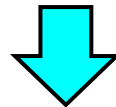
○調査の検討

○大杉谷森林生態系保護地域設定の経緯

林野庁長官の依頼を受けて発足した「林業と自然保護に関する検討委員会」が、昭和63年に報告を公表。

[報告の概要]

- ① 「森林生態系保護地域」の設定を提言。
- ② 森林生態系保護地域に含めることが適当と考えられる地域として、大台ヶ原山周辺（大杉谷国有林に相当）を含む12地域を位置づけ。



大阪営林局に設置した「大杉谷森林生態系保護地域設定委員会」で現地視察を行い、3回の検討を経て、平成3年に大杉谷森林生態系保護地域を設定。

2(1) 森林生態系保護地域の検討

近中局においては、次の理由により森林生態系保護地域のままとする考え。

- ① 林野庁の「林業と自然保護に関する検討委員会」での提言に基づき、大阪営林局に設置された「大杉谷森林生態系保護地域設定委員会」でその区域を設定した経緯があること。
- ② 大杉谷森林生態系保護地域は、天然林のまとまりがあるほぼ全ての区域を設定済であること。（周囲はほとんどが人工林）

2(2) 生物群集保護林の検討

○設定目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

- ① 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ha以上の規模を有するもの
- ② 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ha以上の規模を有するもの

○近中局の方向性

原則として、現行の森林生物遺伝資源保存林を移行させる。

〔課題2〕

犀川源流、黒蔵谷、池郷の各森林生物遺伝資源保存林3箇所が該当するが、そのほかにも、面積300ha程度以上の規模を有する保護林が6箇所設定されている。

①300ha以上の保護林

- ・千丈平ブナ植物群落保護林
- ・氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林
- ・宮島特定動物生息地保護林
- ・上谷山ブナ・ミズナラ植物群落保護林
- ・三国山ブナ植物群落保護林

②300ha未満の保護林

- ・鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林

2(2)生物群集保護林の検討

課題2の対応① (300ha以上の保護林)

○課題

次の保護林について、面積が300ha以上あるが「生物群集保護林」として設定することが適切かどうか。

適さない場合は「希少個体群保護林」の移行の検討。

- 要件を満たす場合 . . . 生物群集保護林へ移行
- 要件を満たさない場合 . . . 希少個体群保護林へ移行

○対象保護林

- 千丈平ブナ植物群落保護林 (H27)
- 上谷山ブナ・ミズナラ植物群落保護林 (H25)
- 氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林 (H24、25)
- 三国山ブナ植物群落保護林 (H24、27 (H25拡充))
- 宮島特定動物生息地保護林 (H23、24 (H26新設))

注) () 書きはモニタリング調査年度

2(2)生物群集保護林の検討

○要件 300ha以上の保護林を生物群集保護林とするには、植物群落や特定の動物だけでなく地域固有の生物群集としてのまとまりがあると判定されることが必要。

新区分の保護林の要件	旧区分の保護林の要件
<p>○生物群集保護林 次の各号のいずれかに該当するもののうち、特に保護を必要とする区域</p> <p>① 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、<u>地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域</u>であって、原則として300ha以上の規模を有するもの (以下、省略)</p> <p>○希少個体群保護林 次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、<u>原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域</u></p> <p>① 希少化している個体群 ② 分布限界域等に位置する個体群 (以下、省略)</p>	<p>○植物群落保護林 次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保護を必要とする区域</p> <p>① 希少化している<u>植物群落</u>が存する区域 ② 全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する<u>植物群落</u>が存する区域 ③ 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している<u>植物群落</u>が存する地域 ④ 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた<u>巨木等</u>が存する地域 (以下、省略)</p> <p>○特定動物生息地保護林 次に掲げる基準を満たすもののうち、特定の動物の繁殖又は生息のために、特にその保護を必要とする区域</p> <p>① 希少化している<u>動物の繁殖地又は生息地</u> (以下、省略)</p>

2(2)生物群集保護林の検討

○調査の検討

生物群集を把握するため、保護林モニタリング調査マニュアルに基づき調査を実施する。

調査項目は動物調査を必須とする森林生物遺伝資源保存林と同様とする。

森林生物遺伝資源保存林 調査項目

①基礎調査

- ・資料収集
- ・概況調査

②現地調査

- ・森林調査
- ・動物調査

(哺乳類又は鳥類、昆虫)

③その他

- ・シカ被害状況調査

見直しに係る調査項目

実施 (動物。他は既存資料活用)

実施 (動物。他は既存資料活用)

一部実施 (既存資料活用) (注)

実施

実施

注) 区域内に異なる植生の区域がある場合に、プロットを追加して調査を実施。 10

2(2)生物群集保護林の検討

課題2の対応② (面積が300ha未満のもの)

○課題

次の保護林について、「生物群集保護林」として設定することが適切かどうか。

○対象保護林

- ・鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林 (251ha)

注) 平成26年度にモニタリング調査実施

○調査の検討

生物群集保護林にするには生物群集を把握するための調査に加え、地帯区分を検討する必要がある。一方、保護林の移行は残り2年で行う必要がある。

近中局においては、次のとおりとする。

- ① 当面は保護林設定管理要領に基づき希少個体群保護林に移行させる。
- ② 次回モニタリング調査において、周辺部も含めて調査を行い、区域を拡大し、生物群集保護林とすることが可能かどうかを検討する。

2(3) 希少個体群保護林の検討

○設定目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理する

○設定の基本的考え方

次の1項目以上に該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域

- ① 希少化している個体群
- ② 分布限界域等に位置する個体群
- ③ 他の個体群から隔離された同種個体群
- ④ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- ⑤ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群
- ⑥ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- ⑦ その他保護が必要と認められる個体群

2(3) 希少個体群保護林の検討

○近中局の方向性

原則として、現行の林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林のうち、面積5ha以上のものを移行させる（生物群集保護林への移行を検討すべきものを除く）。

〔課題3〕

林木遺伝資源保存林21箇所、植物群落保護林44箇所、特定動物生息地保護林6箇所が該当するが、このうち面積5haに満たない小面積の保護林が6箇所設定されている。

- 野鹿谷シャクナゲ植物群落保護林
- 大又文政スギ植物群落保護林
- 四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林
- 恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林
- 鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林
- 滑山モミ植物群落保護林

2(3) 希少個体群保護林の検討

課題3の対応

○課題

次の保護林は、新制度の「希少個体群保護林」の面積要件を満たさない。

○対象保護林

①四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林（H25）	4.41ha	氷ノ山・三の丸植物群落保護林に隣接
②野鹿谷シャクナゲ植物群落保護林（H23）	4.00ha	人工林と天然林が隣接
③鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林（H27）	4.04ha	天然林が隣接
④大又文政スギ植物群落保護林（H23）	1.50ha	人工林が隣接
⑤恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林（H24）	1.49ha	人工林が隣接
⑥滑山モミ植物群落保護林（H25）	3.47ha	人工林が隣接

注）（）書きはモニタリング調査年度

○調査の検討

- ① 現地を確認し、既存資料やモニタリング調査結果（森林調査）を基に隣接する氷ノ山・三の丸植物群落保護林（保護対象樹種のうちブナが共通）への統合が可能かどうかを検討。
- ②～⑥ 現地を確認し、可能なものは保護林の拡充も検討しつつ、希少個体群保護林への移行を検討。

2(4) 保護林の取扱いの検討

○基本的考え方

原則として、現行の特定地理等保護林、郷土の森は廃止する。

廃止後は、他制度の活用や施業上の配慮を行う。なお、特定地理等保護林の設定対象となっていた「特異な地形、地質」を保護林として保全管理していくことで持続性が担保される個体群等が存在するのであれば、希少個体保護林に位置づけることも可能。

○近中局の方向性

林野庁から原則廃止の方針が示されているが、希少個体群保護林への移行の可否も含めて検討する。

〔課題4〕

特定地理等保護林が1箇所該当する。

- 岩見山特定地理等保護林

2(4)保護林の取扱いの検討

課題4の対応

○課題

岩見山特定地理等保護林について保護対象となる個体群が存在するか否か。
(モニタリング調査年度・・・26年度)

○調査の検討

生物群集を把握するため、モニタリング調査を実施する。調査項目は動物調査を必須とする森林生物遺伝資源保存林と同様とする。

森林生物遺伝資源保存林調査項目

①基礎調査

- ・資料収集
- ・概況調査

・・・
・・・

②現地調査

- ・森林調査
- ・動物調査

・・・
・・・

(哺乳類又は鳥類、昆虫)

③その他

- ・シカ被害状況調査

・・・

見直しに係る調査項目

実施
実施

実施
実施

実施

2(5)調査内容別保護林一覧

○現地モニタリング調査の実施

- 課題2 千丈平ブナ植物群落保護林
上谷山ブナ・ミズナラ植物群落保護林
氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林
三国山ブナ植物群落保護林
宮島特定動物生息地保護林
- 課題3 野鹿谷シャクナゲ植物群落保護林
大又文政スギ植物群落保護林
四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林
恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林
鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林
滑山モミ植物群落保護林
- 課題4 岩見山特定地理等保護林

○調査見送り

- 課題1 大杉谷森林生態系保護地域
- 課題2 鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林

3 スケジュール

○課題のある保護林の対応スケジュール（案）

28年度 既存資料、モニタリング調査結果の整理
現地モニタリング調査の実施
保護林管理委員会において移行について意見交換

29年度 保護林管理委員会において移行の検討
（28年度の調査結果を踏まえ、さらに調査が必要な場合）
既存資料、モニタリング調査結果の整理
現地モニタリング調査の実施

注）現時点の案であり、予算事情により一部の保護林の調査を29年度に延期しなければならない可能性もある。